沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償等に関する条例

平成19年3月5日 条 例 第 7 号

改正平成19年8月23日条例第30号 改正平成20年 2月13日条例第3号 改正平成21年 2月13日条例第1号 改正平成21年 9月 7日条例第7号 改正平成22年 2月15日条例第3号 改正平成23年 2月9日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第5項の規定に基づき、特別職の非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給に関する事項を定めるものとする。

(翻)

第2条 報酬は、年額、月額及び日額により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとするただし、常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合の報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 特別職の非常勤職員が公務のため旅行する場合、費用弁償として旅費を支給し、その額は、別表のとおりとする。

(報酬等の支給)

- 第4条 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給については、次のとおりとする。
 - (1) 年額報酬は、年度ごとの額とし、その年度分を年度末月に支給する。ただし、沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)が特に必要と認めるときは、これを分割し、又は支給月を変更することができる。
 - (2) 月額報酬は、その月分を一般職の職員の給料の支給日に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 2 特別職の非常勤職員が年度又は月の中途でその職に就き、又はその職を離れたときの報酬については、次のとおりとする。ただし、職務の特殊性等その他これによりがたい場合は、広域連合長が別に定める。
 - (1) 年額報酬は、その年度分については月割計算とし、月の中途である場合は、その月分については日割計算とする。
 - (2) 月額報酬は、その月分については日割計算とする。
- 3 前項に規定する日割計算を行う場合には、その月の現日数から沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第12号)に定める週休日の日数を差し引いた日数を基礎とし、当該減ぜられた日数で月額報酬

の額を除算する。

- 4 前各項に定めるもののほか報酬及び費用弁償の支給方法等については、一般職員の例による。 附 **則**
- 1 この条例は、平成19年3月5日から施行する。
- 2 平成19年3月については、第4条第2項第1号の規定にかかわらず月割の計算は行わない 附則(平成19年8月23日条例第30号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年2月13日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月7日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月15日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日施行する。

附 則(平成23年2月9日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし保健師の報酬については、平成23年4月1日から施行する。

別表(2条関係)

		区)		報	1	酬	の	額	費	用	弁	償
広	域	連	合	長					年	額	1 2	0, 0	00円	一般	職員の	ち管理	職
副	広	域	連	合	長				年	額	Ç	90,0	0 0 円		支給する	旅費額	に
選	挙	管	理	委	員				日	額		5,0	0 0円	相当	する額		
監	查	委				識見	しを	有す		額	10,0						
								うち	日			0.0	000円				
								任さ	, , I			0 0 1 1					
					-	れた		-									
								議員									
								ちから		額	8,	8,0	,000円				
						選任された					ŕ						
						委員											
情報公開•個人情報保護						委	員	長	日	額		9,3	00円				
審査会委員						委		員	日	額		8,0	00円				
沖縄県後期高齢者医療						会		長	日	額		9,3	00円				
制度運営懇話会					委		員	田	額		8,0	00円					
主任診療報酬明細書点檢等嘱託員									月	額	1 6	2,0	00円				
診療報酬明細書点検等嘱託員									月	額	1 5	0,0	00円	連合長が別に定める額			
保健師									月	額	2 2	0,0	0 0円				額
看護師										額	2 0	0,0	0 0 円				